

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人大阪観光大学
②設置大学名称	大阪観光大学
③担当部署	法人本部総務部
④問合せ先	072-451-3333
⑤点検結果の確定日	2025 年 11 月 18 日
⑥点検結果の公表日	2025 年 11 月 21 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.tourism.ac.jp/concept/exhibition
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
—	—

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
—	—

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	「大学憲章 2022」を制定し、「本学ウェブサイト」や「ガイドブック」等を通じて、建学の理念、社会的使命及び教育目的を、多様なステークホルダーに示している。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各学部において、「アドミッションポリシー」「カリキュラムポリシー」「ディプロマポリシー」を明確に示している。また、「自己点検・評価結果」に基づき、教育の質の向上、学修環境の整備及び充実に努めている。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長のもと「大学協議会」を設置し、実質的に教育・研究の意思決定機関として運用している。また、学長の職務を補佐するために、副学長、学部長、常置委員会（委員長）等を置き、業務を執行している。 各学部においては、教授会にて教育・研究に関する事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べることとしている。 以上の教学組織については、「学則」及び「各規程」に基づき、権限と役割の明確化を図っている。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	「組織規程」、「事務分掌規程」「各委員会規程」等により、教員と職員が適切に分担・協力・連携を行う体制を整備し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めている。 また、各委員会や附属機関においては、原則課長が委員として、課長以外の職員は事務局として加わり、教職協働による体制が確立されている。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	大学協議会承認の「事業内職業能力開発計画」に基づき、SD として教職員の専門性や協働力向上等を目標に計画を推進している。具体的には、e ラーニング教材等を利用して全学的な共通研修や階層別研修、職能別研修を実施している。 FD については、「大学憲章 2022」の基本方針のもと FD 委員会が担当し、年次計画（FD 研修会、授業評価等）の策定及び推進を行っている。また、学外の FD・SD 研修会やセミナーへの積極的な参加も促している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	「大学憲章 2022」及び「10 の約束」、「教職員行動指針」に基づき、学校法人大阪観光大学「中期計画（確定版）2022 年度～2026 年度」を策定し、実行している。また、アドバイザリーボードを設置し、多様な意見の聴取等を行っている。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	大学に関する中期計画及び事業計画については、「日本一戦略委員会」が進捗管理を行い、必要に応じて計画の修正を加え、観光学教育を牽引する大学に向けて取り組んでいる。 法人に関する中期計画及び事業計画については、経営会議にて進捗状況を把握し、定期的に理事会・評議員会に報告している。また、「教職員集会」を開催し半期ごとの進捗状況を共有するとともに、事業報告書にて結果を公表している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	「大学憲章 2022」に基づき「楽しむ力と生きぬく力の養成」を行うとともに、地域・社会への貢献として、リカレント教育を通じた多様な社会人の受入れなど、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	「大学コンソーシアム大阪」等に参画し、会員大学の相互連携を深めるとともに、地域・産業界・行政と協力し、地域社会への貢献と連携を進めている。 大学においても、大阪府や和歌山県など地元自治体と連携協定を結び、地域貢献を進めるとともに、地域や企業との連携授業や課外活動を通じて、地域課題の解決に向けた取り組みなどを行っている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	2022 年 4 月に「10 の約束」を公表し、多様な文化的背景を持つ学生の支援など、学内環境・体制の整備及び充実に努めている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	女性教職員の大学運営の意思決定への関与を拡大し、男女共同参画の実現を目指している。（10 の約束：「社会から信頼される大学経営を行います」より）

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	「法令」及び「寄附行為」「寄附行為施行細則に関する規程」に基づき、理事の選任基準となる資格及び構成、責務を定め、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、定期的開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、「法令」及び「寄附行為」に従い、必要な事項については、評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定している。理事会議事録についても、評議員からの請求に基づき閲覧可能としている。 理事会・評議員会の役割や権限、体制、運営に関しては「寄附行為」「寄附行為施行細則に関する規程」に定め、適切に理事会、評議員会の運営を行っている。また、理事会・評議員会で決した事業計画や方針に基づいた法人・大学の日常業務運営は、経営会議及び大学協議会で審議し、理事長・学長が執行している。 理事会と評議員会の決議が異なる場合については、「寄附行為」に基づき、理事長は評議員会を招集することができ、再度決議を行うこととしている。 理事会、評議員会及び経営会議、大学協議会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、「寄附行為」、「寄附行為施行細則に関する規程」等に基づき、適切に作成・保存・管理している。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	各理事が出席する経営会議を定期的に行い、情報提供等を行っている。また各役員が過去の理事会議事録や議案を閲覧できる環境を整備している。 学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、学外の理事・監事研修への参加を促している。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	「法令」及び「寄附行為」に基づき、監事の選任基準となる資格を定め、評議員会の決議によって選任している。会計監査人については、理事会で選任基準及び候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事による監査を実施するための必要事項を「監事監査規程」に定め、監事は、会計監査人及び内部監査

	を実施する部門と密接な連絡を保ち、適宜情報交換を行うなど、効率的な監査を実施するよう努めている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	各監事が出席する経営会議を定期的に行い、情報提供等を行っている。また各役員が過去の理事会議事録や議案を閲覧できる環境を整備している。 学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、学外の理事・監事研修への参加を促している。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	「寄附行為」に評議員の選任方法や属性・構成割合を明確に定め、評議員の責務を踏まえた人材を確保するとともに、適切に選任を行っている。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	「寄附行為」、「寄附行為施行細則に関する規程」に評議員会の招集や議決事項、評議員の職務を明確に定め、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、新任・外部を含む評議員に対する情報提供の確保及び充実に努めている。なお、研修機会の充実については今後の課題である。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「リスク管理規程」を定め、最高責任者の理事長、統括責任者の学長に、副学長、事務局長を加えた4者のもとでリスクの顕在化防止に努める等、リスク管理体制を整備している。また、「リスク管理規程」に基づき、事象に応じた危機管理マニュアル等を整備している。なお、早期復旧のための事業継続計画の策定は、今後の課題である。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	「コンプライアンス規程」を定め、理事長を最高責任者とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス推進に関する体制を整備している。また、公益通報や研究活動上の不正行為相談等の通報窓口を設置している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	「法令」及び「寄附行為」に基づき、情報公開に関する規程を整備するなどして、積極的な情報公開を推進している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学生・保護者・地域社会等ステークホルダー別に「本学ウェブサイト」へ情報を集約するとともに、SNS、紙媒体等を目的別に活用して効果的な発信に努めている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
—	—